クラウドの

Responsibility?責任分界?責任共有?

光雲法律事務所 弁護士 吉井 和明



# Shared 『Responsibility』でいうところの「責任」とは?

- Responsibility
  - something that it is your job or duty to deal with
    - <a href="https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/responsibility?q=RESPONSIBILITY">https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/responsibility?q=RESPONSIBILITY</a>
  - 一般的な意味での責任で、Liablityより広い概念。「役割」的な使い方がされている
- Liability
  - the fact that someone is legally responsible for something
    - <a href="https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/liability">https://dictionary.cambridge.org/dictionary/english/liability</a>
  - 法的責任

Cambridge Dictionary  $\sharp \mathfrak{h}$  .



### 民法上のLiabitilyとResponsibility

Liability	Responsibility
無権代理人の損害賠償責任(117条)	法定代理人による復代理人選任(105条)「自己の責任で」
過失相殺の損害賠償責任(418条)	転質(348条)「自己の責任で」
個人根保証契約の保証人の責任(465条の2)	金銭債務の特則(419条)「遅滞の責任を」
脱退した組合員の脱退前の債務の弁済責任(680条の2)	保証人の責任など(446条)「その履行をする責任を負う」
不法行為による損害賠償(709条)(liable)	債権者による担保の喪失等(504条)「その責任を免れる」
責任能力(712条)	担保責任を負わない旨の特約(572条)「責任を免れない」
責任無能力者の監督義務者等の <u>責任</u> (714条)	借用物の費用の負担(595条)「負担」
使用者等の責任(715条)	受任者の金銭の消費についての責任(647条)
注文者の責任(716条)	金銭出資の不履行の責任(649条)
土地工作物責任(717条)	責任無能力者の監督義務者等の責任(714条)
動物の占有者等の責任(718条)	
共同不法行為責任(719条)	
	1 光 里 工 伊 虫 秘 🗆

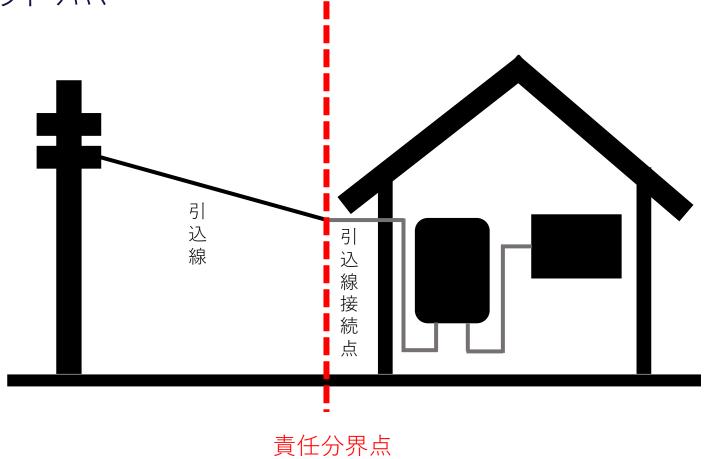
**"** 光雲法律事務所

あまり厳密に分けられているような感じでもない

#### 責任分界?

- 電気事業法上の概念
  - 第十八条 (託送供給等約款において定めるべき事項)
    - 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号口に掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。
      - 一 振替供給に関する次に掲げる事項
        - へ 送電上の責任の分界

## 責任分界点



#### 責任分界?

- 電気事業法上の責任分界における「責任」は、電気設備の維持 管理のための保安上の責任。
- 電気事業法上は、電気工作物は責任分界点を境に、外側は電力会社が、内側は電気設備設置者が保安規制を受ける(行政上の保安義務)。

- 責任分界は、もともと存在した法概念であるし、イメージがし やすく使いやすいが、もともとは、行政規制上の用語であり、 クラウドの文脈で使うと、概念の混乱が生ずることもあるかも。
  - 責任分界の使われ方自体も、役割分担的な意味で使われている場合 (クラウドプロバイダが使う場合、そのような意味でつかわれること が多いように思われる)と、私法上の法的責任の所在という意味で使 われている場合があるように思われる。
  - 電気事業法で問題となっているのは、行政規制上の保安義務であって、 義務違反が不法行為等の関係で参照されることはあったとしても、それが直接、私法上の義務違反につながるわけではない(義務の相手方は行政)

- もっとも、Responsibilityという意味での責任(役割)の分界や 分担であれば、あり得なくもない。
  - ユーザー側でクラウドプロバイダの物理的なインフラはじめ、触れない部分はあり、クラウド側でユーザーに用意してもらえないとクラウドがそもそも使えない。そういうプロバイダ契約上の役割分担を示すものと考えれば。
  - なお、法的責任追及の際に、全く参照されないわけではないと思われる。

- Liabilityという意味での責任は、それほど明確には決まらない
  - 利用規約やSLAによりいくらでも変動するものだし、ユーザーにおいて 例えばインシデント発生時にどのようなことができたのか、すべき だったのかにもよる。
  - そもそも、クラウドとユーザーで重複して責任が生じている場合もあり得る。



- ここでの「責任」という用語はどうにかならないのだろうか。
  - 日本語だとうまく伝わらない。特に法律家にとっての「責任」は、少なくとも私人間において使った場合、どうしても、Liabilityに引き付けて考えたくなる。
- 用語としては、「責任」を法的な責任と切り分けるなら、責任 共有のほうがまだ分かりやすいかもしれない。
  - ・法的責任を共同することはあっても(共同不法行為責任のように)、 共有するということは、なじみがないので。
- 一番しっくりくるのは「役割」?
  - もともと、Shared Role and Responsibility



クラウドの 責任分界?責任共有? 責任分担?Responsibility?

> 光雲法律事務所 弁護士 吉井 和明 k-yoshii@trm-lo.jp

